

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月19日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 大分県佐伯市弥生大字江良1068-1
氏 名 株式会社 風戸工務店
代表取締役 風戸 幹生
電話番号 0972-46-0067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 風戸工務店
事業場の所在地	佐伯市弥生大字江良1068-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

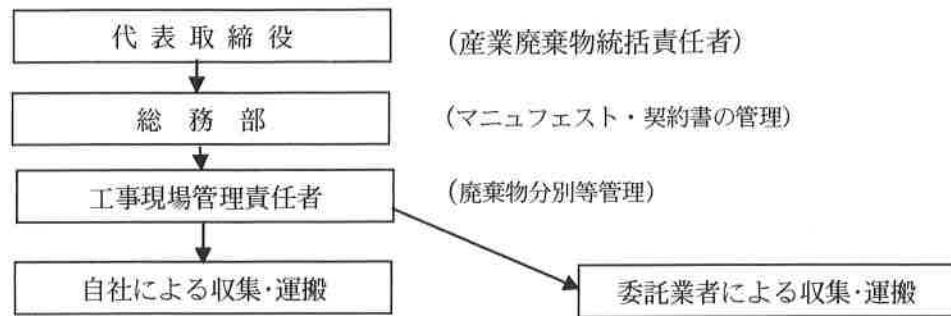
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：7.4億円
③ 従業員数	10人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>工事現場で発生した廃棄物は、自社又は委託業者による収集運搬で中間処理場へ運び込まれます。中間処理場では、再利用可能な物は再利用され、最終処分される。委託業者は、最終処分場から戻り、工事現場へ戻る。</p>

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
② 計画	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>アスファルト殻、コンクリート殻、木くず、鉄くずは中間処理業者に委託し再生材として再資源化。</p> <p>民間解体工事に於いて発生する、建設木材は需要があれば（古民家・リフォーム等）再利用する。</p>			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
② 計画	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
現状と同様。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場内において分別処理、再生利用できる物は可能な限り再生利用する。(民間発注による解体工事は機械併用人力(手壊し)にて施工し廃棄物の種類を細別している)。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類 木くず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 0 t t
(これまでに実施した取組) 工事現場で使用した木製型枠は、可能な限り再利用している。 民間解体工事に於いて発生する（梁、柱等）再利用可能な木材を 倉庫内に保管するようにしている。	
【目標】	
② 計画	産業廃棄物の種類 木くず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 0.1 t t
(今後実施する予定の取組) 民間工事に於いて発生する建設木材は需要があれば (古民・リフォーム等) 再利用する。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類 ――――
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 t t
(これまでに実施した取組) 実施していない。	
【目標】 計画なし	
② 計画	産業廃棄物の種類 ――――
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 t t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施していない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施する予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
適正処理を行っている業者を選定し、作業所毎に委託契約を行っている。			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組) 現状と同様。		
※事務処理欄		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項